

「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容につきまして、一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

第一生命

 Dai-ichi Life Group

「約款」の記載をつぎのとおり変更いたします。

■以下の約款について、「別表2 対象となる感染症」をつぎのとおり変更いたします。

- ・ 終身保険（2018）給付約款
- ・ 定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
- ・ 通減定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
- ・ 養老保険（2018）給付約款
- ・ 生存給付金付定期保険（2018）給付約款
- ・ 特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
- ・ 特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
- ・ 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）給付約款
- ・ 特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
- ・ 特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
- ・ 総合医療保険（無解約返還金）（2018）給付約款
- ・ 先進医療保険（無解約返還金）（2018）給付約款
- ・ 女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）給付約款
- ・ 就業不能保険（無解約返還金）（2019）給付約款
- ・ 定期保険（2018）普通保険約款
- ・ 通増定期保険（2018）普通保険約款

別表2 対象となる感染症

1. 対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
○コレラ	A00
○腸チフス	A01.0
○バラチフスA	A01.1
○細菌性赤痢	A03
○腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
○ペスト	A20
○ジフテリア	A36
○急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
○ラッサ熱	A96.2
○クリミヤ・コンゴ出血熱	A98.0
○マールブルグウイルス病	A98.3
○エボラウイルス病	A98.4
○痘瘡	B03
○重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。）	

2. 新型コロナウイルス感染症（世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）2019年版」におけるコードU07.1（COVID-19）をいいます。以下同じ。）について、つぎのいずれかに該当するときは上記の「対象となる感染症」に含めます。なお、つぎのいずれにも該当しなくなった場合には、その日以後、新型コロナウイルス感染症は「対象となる感染症」に含まれません。

- (1) 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年1月28日政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」といいます。）第6条第8項の指定感染症に定められていること
- (2) (1)の新型コロナウイルス感染症が、感染症法第6条第2項から第4項までに規定する1類感染症、2類感染症または3類感染症に定められていること

2020年5月版

契企〔登〕16540-01